会議名	第46回板橋区バリアフリー推進協議会
開催日時	平成28年10月7日(金)午前10時00分~12時00分
開催場所	板橋区役所 9階大会議室A
出席者	[委員 17名](敬称略)
	水村会長代理、桑波田委員、佐々木委員、塩尻委員、ジョアキム・マンタ
	ル委員、曽輪委員、野原委員、杉浦委員、早坂委員、向畑委員、加藤委
	員、澤口委員、竹澤委員、湊委員(代理)、浅見委員、飯沼委員(代理)、
	濱添委員(欠席1名)
	[関係機関オブザーバー 1名]
	篠原いたばし総合ボランティアセンター所長
	[事務局 8名]
	(福祉部)小池福祉部長、星野障がい者福祉課長、ユニバーサルデザイン
	推進係3名、
	(都市整備部)内池都市計画課長
	(その他)委託事業者1名
会議の公開	公開(傍聴できる)
(傍聴)	
傍聴者数	4名(介助者含む)
次第	第46回板橋区バリアフリー推進協議会
	1 平成28年度板橋区バリアフリー推進協議会工程の確認
	2 (仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025(素案)について
	3 東京都板橋区バリアフリー推進条例の一部改正について
	4 その他
配布資料	資料1 平成28年度板橋区バリアフリー推進協議会工程表
	資料2-1 (仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025 (素案)
	資料2-2(仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025(概要版)
	資料3 東京都板橋区バリアフリー推進条例改正概要
審議状況	(開会)
	事務局:それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第46回板橋

区バリアフリー推進協議会を始めさせていただきます。本日は八藤後会長が欠席となっておりますので、水村会長代理から一言ご 挨拶をお願いいたします。

会長代理: 皆様、おはようございます。本日会長代理ということで、司会を 務めさせていただきます。

> 本日はユニバーサルデザイン推進計画2025の素案についてが、 主な議題になろうかと思います。パブリックコメントなどもこの 後控えておりまして、より具体的な内容についての検討を進めて まいりたいと思っておりますので、ぜひ活発な意見をよろしくお 願いいたします。

(初出席委員の紹介)

スタンナード・ポリー委員の国際交流員としての任期が満了し、新たにジョアキム・マンタル委員が着任されたので紹介

事務局:本日の傍聴ですが、介助の方も含めて4名の方が傍聴を希望されておりまので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。ここからの審議の進行は、会長代理にお願いしたいと思います。

会長代理:それでは、次第に沿って進めていきたいと思います。

まず第1点目、平成28年度板橋区バリアフリー推進協議会工程の 確認について、事務局からご説明をお願いします。

1 平成28年度板橋区バリアフリー推進協議会工程の確認

(事務局から、資料1について説明)

会長代理:ありがとうございました。

続きまして、次第の2点目「(仮称)板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025(素案)について」について、まずは前回の協議会から変更した点、追加した点を中心に事務局からご説明いた

だきまして、その後質疑を進めていきたいと思います。よろしく お願いします。

2 (仮称) 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025 (素案) について (事務局から、資料2-1及び2-2について説明)

会長代理:事務局からご提示いただいた計画の素案について、推進計画の体系と具体的な事業が議論のメインかと思います。また内容と事業を一覧化したもの、さらにはこの後の板橋区の姿を思い描いたというあたりも議論の対象でしょう。

まずはそれに先駆けて、表紙の副題や教育に関する事柄、あるいは推進体制について加筆をしていただいたということのご説明がありました。何かご意見がおありでしたら、ぜひお願いしたいと思います。

委 員: 副題をつけていただきまして、ありがとうございました。イメージできるような副題でいいと思います。

あとはユニバーサルデザイン教育や、多様な方々との触れ合いを 通した理解推進の教育というのを入れていただききまして、すば らしいと思いました。どうもありがとうございました。

会長代理:では本題ということで、第5章以降の取り組みの指針1、2、3、4に該当する事業の内容、さらには事業概要が40ページ以降に掲載されておりますけれども、そのあたりの内容等についてご意見がありましたら、ぜひお願いします。

要 員:「おでかけマップの管理・運営」という項目についてですけれども、このおでかけマップについては、冊子版とインターネット版ということが書かれています。練馬区にて、スマートフォンを使って、区民がまちの情報を発信する仕組みがあるという新聞記事がありました。例えばごみが不法に捨てられていたり、公園の遊具が壊れていたりするという箇所を写真に撮って区へ送ると、そ

れを受け取った段階で、このように対処しましたよというような情報を返す。費用的に見れば、そんなにかかるものではないと思いますが、双方向の情報のやりとりというのも考えていければと思います。

事務局:国内では千葉市が「ちばレポ」という形でそういうものを始めま して、都内ですと練馬区の取り組みが最初でしょうか。

素早く区、あるいは関連する方に情報が上がり改善されていくというのは、一つの大事なアイディアかなと思っています。現在区では具体的な動きはありませんが、先進事例を勉強しながらよい方向になるように、一つのご提案として承りたいと思います。

委員:「気配り・目配り・心配りの対応」という項目がありますが、その中で「要援護者支援体制の充実」という言葉があります。この要援護者というのは、高齢者などをすべてひっくるめた名称でしょうか。

事務局: 45ページの下の表に、今ご質問いただいた事業が記載してございます。高齢者ももちろん含みまして、高齢者や障がい者など要配慮者という定義を防災でしておりますが、こういった方のうち、災害発生時に自力で避難するのが困難な方を要援護者と定義しております。こういう方から同意を受けその情報を名簿にし、避難支援等の実施に携わる町会・自治会の方や民生・児童委員の方、避難を支援していただける方などに提供することで、日ごろから地域全体で支援の体制をつくっていくという事業でございます。

ですので、この要介護状態で寝たきり、かつ、おひとりでお住まいの方、あるいはご家族がいても、すぐ逃げることが難しいような状況の方に対する定義づけということになっております。

委員:今の点に関し要援護者という言葉について、防災担当部署では避難行動要支援者という言い方になっていますが、この言い方をどちらかに統一していただけると、言葉として使いやすいかなと思

うのですが、いかがでしょうか。

事務局:言葉がばらばらですと、わかりにくいというご指摘だと思います。ここは関係部署と協議して、どちらかに統一していくということにしたいと思います。

委員:私もその要援護者という文言について気になっていて、もともとは要援護者名簿というのが過去にありまして、それが避難行動要支援者名簿という名前に変わったと思います。なので、なぜ要援護者という言葉を使うのかを知りたかったんですけれども、後ほど協議していただくということで、やはり私も要支援者という言葉を使ったほうがいいのではないかなと思います。あとは38ページの施策3-1の1番目に、「福祉避難所の整備」とあると思いますが、住まいや公共施設のユニバーサルデザイン化の推進というところで、福祉避難所はもちろん重要なところで、増やしていただきたいし、また使いやすくしていただきたいです。その中で、通常の地域の避難所をどんな人でも使いやすい避難所にすることが最も大事なことなのではないか、そこが抜けているのではないかと思いました。そのため項目の一つとして、地域の避難所をユニバーサルデザインにするということで入れていただけないかなと思いました。

事務局:福祉避難所というのはいわゆる重い方を中心に、やはり一定の設備がないと難しいケースがありますから、非常に大事だと思っています。一時的には近くに避難所がないと、すぐに避難できないというご指摘だと思いますので、避難所のユニバーサル化についても防災の所管課と協議をして、よりよいものにしていきたいと思います。

また、一つの考え方として、避難所となり得る学校のようなところは、あらかじめバリアフリー化を進めて、より避難所や地域のコミュニティーの場所として、使いやすくしていくというのも重要だと思いますので、全体として考えてまいりたいと思います。

委員:推進計画の重点事業のところですけれども、「MOTENASH 「プロジェクトの推進」ということで、ローマ字表記になっていますが、対象者に高齢者なども含まれているということで、これだと「MOTENASH」を、読める人と読めない人がいると思います。すべての人を対象にするということであるならば、どこかにこの表記に対するわかりやすい配慮をされると、よろしいかなと思いました。

もう一点ありまして、ところどころUDという略称が出てきますが、ユニバーサルデザインの略であるという表記がどこかでなされているのか確認させていただきたいです。

事務局: こちらは固有名詞として、プロジェクトの名称を記載しているのが現状です。しかしながら、読み手を意識しますとご指摘のとおりですので、担当課とも調整をしながら配慮できるよう取り組んでまいりたいと思います。

またUDの表記については、19ページをごらんください。一番下のところに※印で「表や図の中では、ユニバーサルデザインをUDと略します。」という標記をし、それ以降UDということの使い方をしています。しかしながら、見やすさに配慮していくというのも大事ですので、冊子を構成していく上で今後検討していきたいと思います。

委員:3点ほどあります。まず、このユニバーサルデザインのさまざまな取り組みを行った後に事業を行って、たくさんのノウハウが出てくることが想定されますが、そのノウハウの蓄積を具体的にどこでどんな感じでやっていくかということが知りたいです。

次にノウハウをどうやってスパイラルアップにつなげていくか、 つまりは推進していく体制の話であるとは思いますけれども、ス パイラルアップについて、推進体制のあたりでこれに関連する文 言が入ってもいいのかなと思いました。

もう一点、ユニバーサルデザインの要件として、19ページにUD

の価値向上要件の中に審美性という言葉がありますけれども、特にハードの部分、このデザイン性や審美性というものを維持していく、またデザインのクオリティーを高めていくための何かしらの考え方というのが、今後それぞれ具体的なところで出てくるのかもしれませんけれども、大きなところでこの審美性、あるいはデザインのクオリティーを維持するという点についても、記載していただけるといいのかなと思いました。

事務局:まず、維持をしていくということ、ノウハウの蓄積についてです。26ページに仕組みとしまして、「ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための『しくみ』を整えます」ということで、視点として「『始める』『終える』から『続ける』へ」、その次のところに「『計画する・実行する・評価する・改善する』を『ノウハウ化』する」ということで、ここがご指摘の点になると思います。ここではスパイラルアップとともに、経験の蓄積をノウハウ化するということを書かせていただいています。

次に36ページにまいりまして、一つが「ユニバーサルデザインガイドライン等の検討・作成」というのを考えています。また、その次のところに記載されています「区ホームページへのユニバーサルデザインコーナーの設置」ということで、さまざまな取り組みを検証しながら、またガイドラインの改善をしてここに取り込んでいくことで、ノウハウを蓄積していきたいと思います。

また、下の部分になりますが、「ユニバーサルデザイン研修の実施」や「ユニバーサルデザインニュースの発行」、「ユニバーサルデザイン推進リーダーの設置・育成」というようなことで、しっかりと区の職員一人ひとりがユニバーサルデザインを学んで、みずから行動を変えていくということをしませんと、例えば維持管理をするノウハウがないために紙をいっぱい張ってしまい、使いやすかったものが次第に使いにくくなるということもあるかと

思います。委員ご指摘のところはそこに対する懸念だと思われますので、仕組みの部分でしっかり取り組んでいきたいと考えております。

また、審美性ということについては、「ユニバーサルデザインチェックの実施」や「ユニバーサルデザイン推進調整会議の設置・活用」、「ユニバーサルデザインアドバイザーの設置・活用」というようなところで、専門家をお招きしたり、内部の職員の中でいるいろな課が意見を言ったりしてより良いものをつくっていく。また、バリアフリー化を推進する際には見た目より機能ということを重視しておりましたので、とにかくいろいろなものをつけてしまうというようなことが起きていました。そういうことのないように、はじめからきちんといいものをつくるというような考え方を持ちながら維持管理を円滑に進めていくというようなことを、区として取り組んでいきたいと考えています。

7プザーバー:全体にかかわることですけれども、ここの計画、それからこれから今後改正される条例も含めて、ユニバーサルデザインのもとの考え方がバリアフリーといった解釈をされています。その中でユニバーサルデザインはあらゆる方が生活しやすい、生きやすいというようなところで、一人ひとりの生きる尊厳や生活する尊厳を認め、そこが出発点だという記載がどこかにあったらいいと思います。ユニバーサルデザインはどうしてもハードのほうに流されがちですけれども、一番大切な心のところがなければ、どんなに整った平らな動きやすいところがあっても、皆が尊厳を持って生きていくということができないと思うので、どこかに一人ひとりの尊厳を相互に認め合うというような文言が入っているといいのかなと。それがもてなしの心につながっていくのではないでしょうか。もてなしの心だけを言われちゃうと、する・されるの関係性がどうしてもあると思うので、そういう文言があったらいいかなと思いました。

それから、UDの取り組みの流れというところで、19ページ、価値向上要件AからFまでというのがあって、これはAが一番大事ということではないですよね。価格妥当性を最初にうたってしまうと、金額が一番大事なんじゃないかという感じがしたので、この順番はどうなのかなと。真正性や公益性、持続可能性のほうが優先順位も高いのではないかと感じました。

事務局:この点につきましては、10ページの一番下のところ、「高齢者、外国人、子育で中の方などが日常で感じる困難さ、不便さ等に対する理解を深めるとともに、こうした配慮が必要な方への表示や案内の趣旨を理解し、相手の立場に立って行動できる方法の検討が必要です」ということ、また、次の11ページの一番下のところ、「障害者差別解消法への対応や、障がい者雇用が求められています。また、働く女性や区内在住外国人も増加しており、事業者(企業等)は障がいの有無や、性別、国籍にかかわらず、本来持っている力を発揮できる環境を整える必要があります」というようなことで、心ということを具体的に明確にということのご意見かと思います。

例えば、冒頭の区長の挨拶文に盛り込んでいく。または課題の中でも先ほどご紹介いたしましたが、やはりマナーに関する問題が非常に課題であると捉えていますから、使う人が思いやりの気持ち、つまりもてなしの心をきちんと持って、相手をわかって行動していくということが重要なのはご指摘のとおりですので、今後最終的な文章を冊子にまとめていく中で、そういうところを探しながら盛り込んでいきたいと思います。

なお、価値向上要件については特段他意や順位に関係なく記載しておりましたので、誤解のない順番となるよう検討してまいります。

委 員: 先ほどのユニバーサルデザインの心の部分についてご意見がありましたが、私もこのバリアフリーとユニバーサルデザインの本当

の基本的なところを、この場をおかりして考えました。その中で、以前見た新聞の読者の方のご意見に「障がい」という言葉をなくしませんかという投げかけをしている方がいました。記事では、不自由なことをお持ちになっている方々に対しての総称的な名称、呼びかけという表現する言葉を、「障がい」ではなく、もっと前向きな言葉を使いませんかというご提案でした。たかが言葉ですけれども、「障がい」という言葉はいろいろな社会の問題や何かも含めて使うときに、例えば運動会では障害物競走という言葉もあります。また、災害とか何かで大きな石が道路に転がり落ちた、その障害を取り除く、取り除かないと交通が便利にならないので、道路として機能しないから何とかしましょうという例もあります。

不自由な方々にとって行動ができないことは確かに障害だけれども、それを他人から「あなたは障がい者だ」と言われる筋合いはないのかと。ここのユニバーサルデザインのこの資料の中にも、いろいろな用語も含めた言葉で「障がい者」という言葉が載っています。私はバリアフリー推進協議会という区の組織として発足しているこの場で、「法律で決まっているから使っている」といった問題ではなく、今回の副題である「すべての人が心地よさを描けるまち いたばし」という計画を出発点として、「障がい者」というその言葉そのものを変える提案をできればと思い発言しました。

会長代理: つまり、今回の推進計画を作成することをきっかけに、「障がい者」という言葉をまずは使わないほうがいいということでしょうか。

委員:理想論からいえばそうですけれども、政府にその機会に問い合わせしましたときに、これはもう法律で決まった言葉ですというお返事はもらっています。ユニバーサルデザインという理念からすると、「障がい者」という名称で、体のいろいろな部分が不自由

な方々を呼ぶのは、まずやめる方向で区から発信していっていた だければうれしいなと思い、意見を言わせていただきました。

委員: ただいま障がい者という言葉に対してありがたいというか、違うなという感じもしましたので、発言させていただきます。

私自身は視覚障がい者で、やっぱり「障がい者」という言葉を使われている人間ですけれども、当事者からすると、別に「障がい者」という言葉自体に疎外感を感じたり、不快だと感じたりはしません。これは個人感覚もあり、私だけということかもしれませんが、ただ「障がい者」という言葉が非常にイメージとして悪いと今おっしゃっていましたけれども、それは「障がい者」というものに対する障害をまだ取り除けていない社会があるから、「障がい者」という言葉が非常にマイナスに感じられるんじゃないかと思います。

そのため、ユニバーサルデザインが100%社会に浸透していけば、障害があってもなくても同じように生活できる社会が実現されていると思いますから、その時点で初めて自然消滅的に「障がい者」という言葉がなくなるのではないかと思います。

現状で「障がい者」という言葉を無理に外す必要はないと思います。なぜかといいますと、我々はみずから障害があってこういうことができない、こういうことが不自由ということであって、世の中が「あなたは障害がある」と言っているのではないのかと。だから「障害物」という言葉とは違うかと思います。もし、我々のことを障害物だと思っている方がいたら、それは認識を改めてもらいたいんですけれども、私の考えとしては、あくまでも障害があるからその障害を乗り越えて、いわゆる「障がい」のない方と同じような生活ができるというふうに持っていきたいと考えておりますので、その辺は言葉の使い方を今すぐに変えるということではなく、考え方として「障がい者」という名称は当然あってしかるべきだとは思っております。

委員:私は聴覚障がい者です。だからといって障がい者と言われても、特に何とも思いません。私たちの上部団体は全日本ろうあ連盟と申します。私たちは差別がなくなるまで、「ろうあ」とあえてその言葉を言うという考え方を持っています。なので、自ら「ろうあ」という言葉を使っています。この考え方からすると、「障がい者」がおかしいということとは関係ないと思います。私自身「障がい者」という言葉を使うことにおかしいということは余り感じていません。

会長代理: 非常に議論が難しいところだと思いますし、また個人での感じ方に違いもあるかと思います。一つ紹介しますと、国連では昔、国際障害分類というものがありました。こちらは今議論があったように「障がい」という言葉は使わず、体に支障が生じる状態というのは、人間誰にでも起こる可能性があって、そういうものまで網羅しようという考え方で、国連の中では国際生活機能分類、ICFというものを開発しています。

その中では今言っている「障がい」に該当するものの表現が、日本語では活動制限と参加制約といった言葉で表現されておりますが、体にいろいろな状態が起きる状態ではなくて、それをきっかけとしてその人が活動に制限が加わる状態や、社会参加に制約が加わる問題が本当の障害の問題だというような議論が、国際的な機関レベルで行われております。

そういうことにつながるようなご指摘だったと思いますが、それとは別に現実的な行政施策の中では、ある一定のグループの人たちを表現する言葉がないと、施策がやりにくいというような社会背景もあるということで、こうした議論が起きてきているのかと思います。ということで、事務局の見解をお示しいただければと思います。

事務局:委員のご発言をきっかけに、当事者である方々にもお話をいただきました。こういうお話をしていただけることが、この協議会の

一番大事な部分ではないかと思っています。

実は厚生労働省でもこの「障害」という漢字の意味が余りよくない字であるということで、何か言葉を変えることができないかということを、過去にも議論したということを聞いています。 やはり定義づけをする言葉がないと施策が打てないというのは、会長代理がご指摘のとおりでして、そのときに、例えばチャレンジドというような全く新しい言葉に置きかえてしまおうということも議論されたと聞いています。

反面、なぜそういう新聞の投稿があるのかということを考えますと、やはり障害という言葉と後ろにつく人を結びつけてしまう考え方があって、それが当事者、あるいは聞いた人に対して嫌な感じを持たせるということは、否めないことだと思います。

言葉の議論を今行うべきではないことは、ご提案された委員もご 理解いただいておりますので、私どもとしては「障がい」のある 方や「障がい」の状態でご苦労されている方たちが、決して障害 というものと人が結びつく状態ではないということを、よくわか ってもらわないといけないものだと思います。

その上で、ともに生活している区民同士がそういうことをお互いがわかり合ってともに使いやすいまち、また暮らしやすいまちにしていくということこそが、この協議会の一番の大事な使命だと思っております。そういうご理解をいただきつつ、言葉の問題は今後もさまざまな議論が続いていくと思いますので、区としてもよい言葉が社会的に認められれば、新しい方向に変えていくということをしていきたいと思います。

ちなみに区行政においては、障がいの「がい」は平仮名にかえていますが、それを変えることも議論があると聞いておりますので、社会の状況を見ながら、また人権に配慮しながらしっかり取り組んでいきたいと思いますので、現時点ではご理解いただければと思います。

委員:事業の対象のところに高齢者、外国人、子育て中の方、障がい者と分類されていますが、ここに若者と入れていただくと、青年層の人たちの実は生活困窮の問題などのいろいろなことも含めた、それこそ包括的な社会というところを入れるためには、若者や青年という言葉を入れていただくといいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局:背景はよくわかっているところでして、また趣旨もよく理解いたしました。文章表現についてはお任せいただいて、困っている人というふうに全体を少し整理できればと。確かに今、若年層の生活困窮が社会問題化していますから、そういうことについてのご趣旨だと思いますので、考えさせてください。

要 員:今の件に関連する部分ですけれども、例えば脳溢血で倒れられて、片麻痺になっている方や一時的に機能障害があおりになるような方々は、たくさんいらっしゃいます。このような方たちは、組織を持っていないというか、なかなか声を通してまとまらないと感じています。私の経験の話になりますが、片麻痺の方の歩行を調査したことがありまして、片足が動かなくて麻痺されている方の歩行を細かく見ていくと、たった2ミリぐらいの段差でもつまずきかけたり、床に段差があったりすると、歩速が非常におそくなって歩きづらかったりするということがありました。

苦労されている方がたくさんいらっしゃるということもあり、どうしてもこういったガイドラインでは、片麻痺の方やリハビリ中の方というのは記載されていないのですが、そういうところまで意識していく必要が、ユニバーサルデザインには重要かなと思っていまして、今のご意見に関連して、私からもご意見させていただきました。

会長代理:障害者総合支援法でも難病の方などが位置づけられ、範囲が広まっているような印象もありますが、事務局、いかがでしょうか。

事務局:組織団体があるかどうかということに関係なく、行政や事業者の

方たちは、いろいろな利用者を意識しながらものをつくっていく ということは、非常に重要だと思います。

反面、前回の会議でも別の委員からご指摘があったように、ある 程度段差がないと危険にさらされる方たちも現にいるということ も考えまして、非常にユニバーサルデザインというのは難しいテ ーマであるということは、事務局としてもわかっております。そ の中で、まずは理解をすることが重要だと思います。

片麻痺の方については、エスカレーターの片側をあけるというのが関西と関東で違うという話もありますが、現実には片麻痺の方は片側でないとつかまれませんから、なぜこの人はこっち側に立っているのだ、何で歩かないのだという誤解を招くというような問題も起きていますので、まずは「理解をする」ところから考えたいと思います。しかしながら、具体的に言えば視覚障がいの方は歩道と車道の段差、これはないと本当に危険ですので、そういう方に対してもどう配慮していくか、知恵を出しながらまた皆様のご意見も聞きながら解消に向けて取り組む。その中で、例えば段差があるところで片麻痺の方を見つけたら肩を貸すといった、人的介助でも対応できるといったことができる社会をつくっていく必要もあるのではないかと思います。

委員:板橋区の姿というところに関連してなんですけれども、一番下のところにイメージ図というところがあるんですが、これは全体的に文字が多い内容の中で、ここにイラストか何かが入るのかなというイメージをもっています。ここの部分に関して、どういった形でこの先つくっていくのかという案がもしあれば、教えていただきたいと思います。

事務局: ここには全体の文章を包括する絵を入れて、いろいろな世代の方にイメージを持っていただきたいと思っています。ご指摘のとおり、字ばかりでイメージがつかみにくいので、図を一つであらわそうと思っておりますが、場合によっては少し分けるかもしれま

せん。そのようなイメージでございます。

委員:ただ、一つメッセージとしてたくさんのことを盛り込むイラストなってしまうと、またそれはそれでちょっとわかりにくくなることも懸念されますので、その辺は配慮していただきながら、より良いものができたらというふうにお願いします。ありがとうございます。

会長代理: 普及啓発にもつながることだと認識していますが、推進計画ができた後、さらには本日概要版もお示しいただいておりますが、区民の方たちに読んでもらうためにどんな工夫があるかというようなことなどについても、ご意見いただければと思います。

私自身、スウェーデンでいろいろなフィールド調査をしておりますが、障がい者の方向けの法律ができると、知的障がい者の方でもわかりやすいように、法律の条文をかみ砕いたものを作成しています。また概要版ができたときに子ども版を小学校で配って、次の世代の子どもたちへ引き継いでいくことがメインになっていくと思うので、子ども版の推進計画概要版をつくってはいかがでしょうかといったことを、他の自治体でも提案したことがあります。区民の方たちの理解を促すために、こういうことをしたらいいんじゃないかというような意見がありましたら、ぜひ提案していただければと思います。

要 員:障がい者に対する新しい施策ができたときにも、障がいのある人にわかりやすいようなもの、例えば知的障がいのある人でも、子どもでもわかりやすいようなものをつくっていただきたいとは思っています。しかしながら、量が多過ぎたり、ただルビを振ったりするだけでもだめですし、なかなか難しい。ユニバーサルデザインは、まずは子どもたちからユニバーサルデザイン教育というところで、ユニバーサルデザインって何というところから知ってほしくて、簡単なものでいいのでつくってほしいなというのはずっとありました。それは知的障がいの人にももちろんわかりやす

いものなので、子どもたちの教科書みたいな形でつくっていただき、その中に板橋区としてはこんな計画があるよというものを簡単に載せていただきたいなというのは思っていました。

ただ、それを作るのは大変かと思いますので、例えばこの計画ができたときに、ホームページにたくさんの資料が載りますよね。そこの最後のところでもいいので、簡単に取り出せるような資料をつくっていただけたらうれしいなとは思いました。

事務局:今のところ、「ユニバーサルデザインガイドライン等の検討・作成」というところで、まとめていきたいと思っています。この中に、先ほどの心の部分や障がい者理解ということについても、書き込みたいと思っています。

今のご指摘は非常に大事なところでして、子どもたちの総合学習の時間等で、まちづくりやユニバーサルデザインの話をさせていただくというようなことも挙がっておりますから、ご指摘のとおり、子どもにもわかりやすいものを用意するというのは、決して無駄なことではないと思います。そこでつくっていく、そういうところでつくっていったものを区民にフィードバックして、極端に言いますと、小学生の意見を聞いて、わからないところはどこだったと聞き、それをわかりやすくするというのもまた大事な改善だと思いますので、ぜひそういう取り組みをしていきたいと思います。

またご指摘のとおり、全文にルビを振っても、単語の意味がそも そもわからない、またユニバーサルデザインという言葉自体がま だ大人にも浸透していませんから、いろいろな機会を捉えて、わ かりやすく広報していくということは頑張りたいと思います。

会長代理: 私も一度、小学校の総合学習の時間にユニバーサルデザインのお話をしたことがあります。小学生ぐらいというのが一番頭もやわらかいし、真面目というか真剣に物事に向き合う年代ですので、 ぜひ子ども向けへの普及というものは図っていただきたいと私も 思います。

委員: 普及啓発に関連して、広報活動の中でユニバーサルの考え方として、活字だけじゃなく広報媒体としては点字、あるいはCDなどの音声化された情報についても、校正情報など含めて出していただければありがたいと考えていますが、そういった媒体についてはどうなりますか。

事務局: 例えば、区の広報の話になりますが、音声版、点字版ということで出しております。ただし、この冊子全部をどのように出していくかというところについては、現在検討中です。しかしながら、ユニバーサルデザインの計画ができたということが皆様に伝わらなければ本末転倒ですから、発信方法については検討させていただきたいと思います。

またホームページでは前回ご指摘いただいたと思いますが、PD Fではなくてテキスト版でというご要望を聞いていますので、それは取り組んでまいりたいと思います。

委員:物理的な限界もよくわかりますので、点字が難しければせめて音声化されたCD、音声を電子形式の録音だと、1枚で入りきるかと思いますので、それで出していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

事務局:ホームページの情報に関するテキスト音声読み上げもできますから、例えばそちらを録音してお渡しする、あるいは読み上げをしていただける団体に依頼をするという方法で、すべての方に届くよう研究を進めてまいりたいと思います。

会長代理: 音声読み上げソフトはデータで保存できるので、それをCDに焼きつけるという作業になると思いますので、よろしくご検討ください。

委員: 今ご指摘のとおりですけれども、データを読んだ場合、例えばワードの文章を読んだ場合にどうしても誤読というか、同音異義の言葉ではない、別の読み方をしてしまうようなこともあります。

ですから、そこだけは校正したり、テキストファイルのつくり方を工夫したりするなどの配慮をしていただければありがたいと思っております。

委員: 小学校2年生の児童十数名が、車椅子体験をするために商店街を訪れたことがあります。小学生のころから車椅子に関心を持ったり、手足の不自由な方の体験などを行ったりできたらいいのではと思います。

委員: 重点事業のところですが、ほとんどが外国人向けと書いてありますね。例えば、オリンピック・パラリンピック教育の推進については外国人向けと書いています。対象というのは、それを単に英語でやるということというか、国際的な多文化も理解できるように行おうということなのか、そこがわからないのでご教示いただきたいと思います。

会長代理:60ページから63ページに、それぞれの事業の対象となる属性を整理したものがあるということで、その中で外国人の方もかなり多くの事業の対象者となっています。単に英語でのパンフレットをつくるだけではなく、もっと盛り込むように展開していくと、真のユニバーサルデザインにつながるというようなご指摘だと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

事務局:全部で55の事業に外国人というところに丸がついていまして、 国際交流的な意味もあれば、外国の方でも障がいのある方も当然 負担があるので、そういう意味で、ある種重複になっているとこ ろもあります。

ぜひ、これから日本に外国の方が増えると思いますので、委員には外国から日本に来たときのお立場で困り事をご指摘いただいて、皆様がより暮らしやすくなるようになっていけばと考えております。

委 員: すみません、今のところに関連して意見を。日本は島国で単一民 族国家ですから、余り議論されていませんけれども、例えば海外 の大学では学食に行ったら、いろいろな国籍の方がいらっしゃって、宗教も違う、食べ物も違うという状況があり、それを知らないとコミュニケーションがとれません。また、いろいろな宗教の方たちが一緒にバスケットボールをやっている姿がよく見られます。

海外の方というのは、そういった宗教の知識や食べ物の知識などをいろいろと持っていますが、なかなか日本ではそういった宗教の違いや食べるものの違いというのは、知識として定着していないところがあって、今回東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会があり、いい機会だと思うので、私自身もそういうところをよく勉強し、理解していく必要があるのかなと思っています。ぜひそういうところも含めて、施策に取り組んでいただければと思っています。

事務局: ユニバーサルデザインということでは、やはり相互理解が大事ですので、いろいろな機会を捉えて、国際交流の所管ともよく連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

会長代理: コラムのような形でもいいと思いますが、まず入れていくことが 始まりとなりますので、ご検討いただければと思います。

では最後に次第の3、東京都板橋区バリアフリー推進条例の一部 改正についてということで、ご報告いただきたいと思います。

3 東京都板橋区バリアフリー推進条例の一部改正について

(事務局から、資料3について説明)

会長代理:条例については、今後修正もあり得るということですけれども、 本日ご説明いただいた時点で気になる点や加筆したほうがよい点 などがあれば、ご意見をいただきたいと思います。

個人的には、推進のための担い手というのがすごく重要だと考えており、その点では地域活動団体が新たに加わったということ

は、非常に有効だと思います。

4 その他

委員:今年の4月、障害者差別解消法というものが施行されました。その関係で、聴覚障がい者の合理的配慮という本をつくりました。この本は私たちの上部団体、全日本ろうあ連盟が作成したものです。例えば警察に行ってどういうことで困ったか、病院でどんなことに困ったかという事例が載っています。できれば皆さんにぜひとも読んでいただいて、ご理解いただきたいというふうに思いまして、紹介をさせていただきます。何かございましたら、板橋区聴覚障がい者協会というよりも障がい者福祉課に通していただいたとで、こちらの協会に連絡をいただければと思います。

事務局:ご発言ありがとうございました。今回聴覚障がいの団体さんに先陣を切ってこういう冊子をつくられたということで、私どもでもチラシを頂戴し、各課に配付をして、合理的配慮に努めていくということをしてございます。

また、他の障がい団体でも順次冊子をつくられるようなお話も聞いていますので、こういう情報がございましたら、各団体からご提供いただきまして、この場でよりよい理解が進んでいくというのもありがたいと思っています。本日はありがとうございました。

会長代理:合理的配慮、いきなり国連でこういう言葉が出されて、国内的には一体どう対応したらいいのかということが、各領域で議論されているということを聞いています。当事者の方たちから、こういった配慮が有効であるという情報提供があるのが最も有効だと思いますので、勉強しつつ、どういう配慮をしていくかということを学ぶ上で、私でも参照させていただきたいと思います。

事務局:次回の協議会は年明け、1月13日金曜日、会場はこの場所で午

前10時から開催したいと思います。

なお、今回お示ししました条例が区議会で可決された場合には、 本会議体の名称が次回から板橋区ユニバーサルデザイン推進協議 会となります。

また開催日が近くなりましたら、改めてご案内の通知と資料を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長代理: ありがとうございました。では、次回はパブリックコメントを受けた計画をお示しいただく非常に重要な会になると思いますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

ほかにないようでしたら、これで閉会とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(閉会)

所管課

福祉部障がい者福祉課ユニバーサルデザイン推進係

(電話:3579-2252)